

児童虐待の未然防止に寄与する保育機関の役割：

自治体と保育者へのインタビューから抽出された子どもと家族を包摂する支援

The role of childcare facilities in preventing child abuse:
actual supports inclusive of children and families based on
interview studies with local governments and childcare workers

石山あづ美¹⁾

今村 貴幸¹⁾

稲葉 光彦²⁾

ISHIYAMA Izumi IMAMURA Takayuki INABA Mitsuhiro

緒言

我が国における児童虐待防止対策は、「児童福祉法」(1947(昭和22)年成立)および「児童虐待の防止等に関する法律」(2000(平成12)年成立、以下「児童虐待防止法」と記載)の累次の改正を中心に進められてきた。近年では、2016(平成28)年に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」が5年ぶりとなる大きな改正であった(鈴木, 2019)。本稿執筆までの最近の改正としては、親による子どもへの体罰を禁止し、児童相談所の体制強化を柱とする改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が2019(令和元)年6月に成立し、一部を除き2020(令和2)年4月から施行されることとなった(産経新聞, 2019)。

このように法改正による対応が行われてきたにもかかわらず、2018(平成30)年度中に全国212か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は159,850件(速報値)で、これまでで最多の件数となっており、主な増加要因は、心理的虐待に係る相談対応件数の増加、および警察等からの通告の増加であると分析されている(厚生労働省, 2019a)。その他の要因として、2015(平成27)年に実施された児童相談所全国共通ダイヤルを10桁の番号から3桁の「189」にする等の相談体制や広報活動の充実のほか、痛ましい虐待死事件が報道等で大きく取り上げられたことにより社会全体の意識が高まり、初期段階の相談増加につながっていることが考えられる。しかし、「189」の接続率は2018(平成30)年10月現在24.2%である(厚生労働省, 2018a)ため、通告に至らなかったケースがあることも想定され、潜在的な児童虐待件数を含めると更に多いという見方も可能である(鈴木, 2019)。

深刻な虐待を受けて児童が死亡する事例も毎年報告されている。虐待による死亡事例等については、

1) 常葉大学 保育学部 保育学科

2) 常葉大学 法学部 法律学科

厚生労働省社会保障審議会（児童部会）に設置されている「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において検証が行われている。2003年7月～2018年3月の累計結果から、心中以外の虐待死のうち、0歳児の割合は47.9%、なかでも0日児の割合は19.1%。さらに、3歳児以下の割合は77.2%を占めていること、加害者の割合は実母が55.1%と最も多いこと、妊娠期・周産期の問題では、予期しない妊娠／計画していない妊娠、妊婦健康診査未受診の状況が25%強に見られていること、家庭における地域社会との接触がほとんど無い事例は39.1%であったことが報告されている（厚生労働省、2019b）。

これらを踏まえて、子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイントが、
1. 養育者の側面 (1) 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である (2) 関係機関からの連絡を拒否している（途中から関係が変化した場合も含む）等、2. 子どもの側面 (1) 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる (2) 子どもが保育所等に来なくなった等、3. 生活環境等の側面 (1) 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある (2) 転居を繰り返している等、4. 生活環境等の側面 (1) 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある (2) 転居を繰り返している等、5. 援助過程の側面 (1) 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄であった (2) 転居時に十分な引継ぎが行えていなかった等、4側面30項目挙げられている。そして、国への提言ではまず、虐待の発生予防及び発生時の的確な対応として「妊娠期から切れ目のない支援体制の整備」が、地方公共団体への提言でもほぼ同様に、虐待の発生予防及び早期発見として「妊娠期から支援を必要とする養育者の確実な把握と支援の強化」が記載されている（厚生労働省、2019b）。

この支援に従事する機関として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」が市町村に設置されつつある。前述の2016（平成28）年成立「児童福祉法等の一部を改正する法律」において母子保健法（1965（昭和40）年成立）第22条の改正が行われ、政府としては「ニッポン一億総活躍プラン」（2016（平成28）年閣議決定）に基づき、子育て世代包括支援センターについては2020（平成32）年度末までの全国展開を目指し取り組むこととされた。これにより、母子保健の施策として1967（昭和42）年から設置運営されてきた「母子健康センター」に代わって子育て世代包括支援センター（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」）が新たに規定された（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、2017）。母子保健分野における役割のシフトについて、佐藤（2018）は、「乳幼児健診では正常・要フォロー・要精検の疾病や発達のスクリーニングに重きを置きがちであるが、問題を指摘するのではなくどのような親子でも受け止め孤立させない医療モデルから子育て支援へ、また、どうしても母子保健では母と子の関係を重要視しがちであったが、母にはパートナーがいて、そこには性的関係があるという視点と、母とパートナーには子育てをしてくれた祖父母との関係が現在の人となりに影響している視点が必要であり、母子に支援から家族に支援へ」と解説している。

母子保健とは異なる視座から、教育と養護の機能をもって子どもと家族に関わる、保育所、幼稚園、認定こども園に代表される保育機関は、ここに述べられる母子を含めた家族への支援をこれまで実現してきた機関であるといえる。その根拠として、保育所保育指針（2017）には、「保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保

護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない」と示されている。また幼稚園教育要領には、「家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮するものとする。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする」と明記されている。指針・要領に明示され、保育機関において実践されてきたと考えられる子どもと保護者、さらに地域家庭への支援は、今に至るまで児童虐待の多大な抑止力になってきたものと推測される。

これまで述べてきたように、現在に至るまで児童虐待対応件数は増加を続け、事態改善のための法規は目まぐるしく成立し、また新たな子育て支援機関設立等の努力が自治体に求められている。1) 対応を求められる自治体の福祉担当部署による児童虐待防止への取り組みを調査し、さらに2) 未然防止に寄与してきたと推測される保育機関による子育て支援の実態を調査することにより、実状の改善に資する基礎資料を提示できる可能性があると考えられる。

1) に関する先行研究として、安部（2011）は、ネグレクト家庭への支援を中心とした要保護児童対策地域協議会の機能強化に関する研究の一部として、全国市町村を対象とした質問紙調査を実施し、自由記述回答を分析している。その報告の中で安部は、ネグレクトの発生予防として取り組んでいることに関する質問への回答率は20.6%であったこと、また分析の結果として、十分な取り組みは行われていないことを明らかにしている。それ以前には、市町村虐待防止ネットワークを設置している13市町村の実施体制等の現状分析を実施した丸田（2003）の報告、全国16か所の市町村と児童相談所5か所を対象に、児童虐待防止に関する市町村ネットワークについての実態に関するヒヤリング調査を実施した加藤ら（2001）の報告がある。しかしこの2編は、地方公共団体に要保護児童対策地域協議会を置くことができると示された「児童福祉法の一部を改正する法律」（2004（平成16）年成立）以前の調査であり、法改正後の枠組みにおいて、福祉部署を担当する職員を対象としたインタビュー調査の報告はみられない。

2) に関する先行研究として、虐待防止に寄与する子育て支援をテーマにする報告では、宮崎（2014）が公立保育所・子育て支援センター11か所で展開された「マイ保育ステーション事業」の振り返り調査を通して、妊娠期からの子育て支援の意義と課題を提示している。質問紙調査の方法を用いた研究としては、要保護児童対策地域協議会が保育所、幼稚園、小学校、中学校の教職員に実施した質問紙調査の結果を分析し、研修システムと通告に関する認識、関係機関との連携という3つの視点から課題を指摘した研究（西原ら、2008）、県の全保育園に対し、神経性習癖等のある児等および被虐待児の在園状況や保育園での対応について郵送法での調査を行った報告（瀧澤、2005）、市内の保育所・幼稚園を対象に、早期発見、早期対応、関連機関との連携に関する調査を実施した報告（金山、2003）などがみら

れる。最近の研究では、所長・園長を対象として臨床心理士がインタビューを実施した調査（中津, 2015）がみられるものの、質問紙調査の報告を主としており、インタビュー内容を分析した結果は示されていない。これらのことから、虐待防止に寄与する子育て支援をテーマとした、保育者対象インタビュー調査の報告はみられない。

そこで本研究は、1)自治体の子どもと家庭の福祉を担当する職員へのインタビュー調査を通して、児童虐待防止への取り組みの実態を明らかにすること、および、2)保育者へのインタビュー調査を通して、虐待の未然防止に寄与する保育機関による子育て支援の実態を明らかにすることを目的とした。

方法

研究1. 自治体の子どもと家庭の福祉を担当する職員への調査

- (1) 調査対象：A 自治体福祉介護課職員、B 自治体健康福祉課職員の2人を対象とした。なお、各自治体において子どもと家庭への支援を担当する職務にあり、インタビューへの回答が可能な職員を選定した。
- (2) 調査期間：2019年3月に実施した。
- (3) 調査方法：インタビューガイドに沿って、1人約30分の半構造化面接調査を実施した。インタビュー内容は筆記により記録された。
- (4) 調査内容：内容は、「子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント」（厚生労働省, 2018b）を参考とし、①自治体の子育て支援機関の状況、②保育機関の状況、③要保護児童対策地域協議会の状況、④特定妊婦に関する状況、⑤子ども虐待未然防止に資する保育機関の機能について、の5項目とし、インタビューガイドを作成した。
- (5) 分析方法：筆記記録をもとに電子データを作成した。調査項目ごとに回答を整理し、研究者3名で意味内容が損なわれていないか検討しながら、妥当性の確保に努めた。
- (6) 倫理的配慮：対象者には目的、方法、対象として選定された理由、研究協力は自由意思によること、個人情報の取り扱い等を説明し、口頭による同意を得た。

研究2. 保育所・幼稚園における園長経験者への調査

- (1) 調査対象：C 市公立保育所園長経験者、C 市公立幼稚園園長経験者、D 市公立保育所園長経験者の3人を対象とした。なお、園長経験者を選定した理由は、研究2に先立って実施した研究1において、保育機関において困難を抱える保護者の支援を主に担う保育者は園長・副園長であるとの結果が示されたことによる。
- (2) 調査期間：2019年3月に実施した。
- (3) 調査方法：インタビューガイドに沿って、1人約1時間の半構造化面接調査を実施した。インタビュー内容は筆記により記録された。
- (4) 調査内容：内容は、「子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント」（厚生労働省, 2018b）を参考とし、①保育士と保健師の連携、②子ども虐待未然防止のためにしていたこと、③妊娠の届出がなされず、医師等の立会いなく自宅等で出生して起こる0日死亡を

防ぐためにできること、④ 要保護児童対策地域協議会で保育者が果たす役割、の 4 項目とし、インタビューガイドを作成した。

- (5) 分析方法：筆記記録をもとに電子データを作成し、質的分析を行った。データ化された内容を精読してコードを作成し、類似性と相違性を比較検討しながらサブカテゴリーを生成した。サブカテゴリーからカテゴリーを生成し、さらに抽象度をあげてテーマを抽出した。データの分析を進める過程では調査対象者への確認を行い、意味内容が損なわれている部分については協議の上で修正した。分析結果を研究者 3 名で検討し、妥当性の確保に努めた。
- (6) 倫理的配慮：対象者には目的、方法、対象として選定された理由、研究協力は自由意思によること、個人情報の取り扱い、成果の公表等を説明し、署名による同意を得た。

結果

研究1. 自治体の子どもと家庭の福祉を担当する職員への調査

インター調査の結果を、表1に示した。両自治体ともに保育機関については、定員が現在の収容人数より多くあり、待機児童は0で、希望者は全員入園できる状況である。0歳児からの入園が可能であり、幼稚園がある自治体では、保育所に0、1歳児の在籍が多くなるとの回答があった。

表1. 自治体職員へのインター調査結果

A自治体	B自治体
自治体の子育て支援機関の状況	
児童福祉のサービスとしては、地域子育て支援センターを設置しており、相談、情報提供などを行っている。	0歳児から未就園児までのお子さんと保護者が児童館で集う、育児グループを開催している。
保育機関の状況	
公立の認定こども園があり、私立園はない。10か月を超えてから入園できる。定員は現在の収容人数より多くあり、待機児童は0で、希望者は全員入れる状況である。	公立幼稚園（3、4、5歳児）、私立保育所がある。定員は現在の収容人数より多くあり、希望者は全員入れる状況である。保育所では、0、1歳児の在籍が多くなっている。
要保護児童対策地域協議会の状況	
実際に現在、要対協が関わっているケースが○世帯○人の子どもである。○人は就学児、○人は就園児である。面前DVがあり、一時保護を行った。	要対協と保育所の関わりについては、情報の取りまとめと情報提供を行い、年3回情報交換を行っている。発達相談に近い状況である。身体的虐待は報告がないが、ネグレクトのケースがある。虐待件数が少ない理由として考えられることは、人の移動が少ないとある。虐待が起こる場合は、転入・転出により情報が少なく、家庭状況を把握できない場合ではないかと考えられる。
特定妊婦に関する状況	
特定妊婦については、妊娠届の段階から対応している。出産後は全戸訪問をし、養育を支援している。児童館や子育て支援センターの紹介をしている。両機関ともに利用率は高い状況である。	特定妊婦について把握を行なっているが、すべてを支援しているわけではない。虐待経験があっても、きちんと子育てをする場合もある。
子ども虐待未然防止に資する保育機関の機能について	
こども園と福祉課は家庭状況の引き継ぎを行う。朝食を摂らない子ども、服装が汚れている子ども、体を洗っていない様子がみられる子どもなどを注意してみている。午前のおやつを食べる状況から、食事状況を確認している。着替えの時に丁寧を見る。無断欠席をする子どもには特に注意し、中には児相が関わるケースもある。保護者のストレスに対する対応は、母親が相談できる機会を作り、園長・副園長が声かけをしている。	発達障害の疑われる子どもは、受診してもらい、親に理解してもらうことが最初の対応となる。保健師と保育士が一緒に支援にあたる。小学校には支援員が配置されている。育てにくい子どもは、言葉だけでは通じないと思い、たくさんの行為を起こしやすい。リスクである世帯収入の低さや収入が安定しないことに加えて、発達障害があるとさらにリスクが高まる。同じ服を着ている、朝ごはんを食べない（保護者が用意しない）、などの報告がある場合、福祉課から保育者に、保護者に声を掛けてください、と伝えている。

児童虐待のケースは両自治体ともに複数みられ、要保護児童対策地域協議会のケースとして扱われている。心理的虐待のケースとネグレクトのケースが例として挙げられた。子ども虐待未然防止に資する保育機関の機能については、保育機関での対応に関する詳細な説明があった。「リスクである世帯収入

の低さや収入が安定しないことに加えて、発達障害があるとさらにリスクが高まる」、「虐待が起こる場合は、転入・転出により情報が少なく、家庭状況を把握できない場合ではないか」、「被虐待経験があっても、きちんと子育てをする場合もある」といった担当職員の経験に基づく、専門的知識が收受された。

子ども虐待未然防止に資する、保護者のストレスに対する対応に関しては、「母親が相談できる機会を作り、園長・副園長が声かけをしている」と示された。

研究2. 保育所・幼稚園における園長経験者への調査

インタビューへの回答をデータ化し、質的分析を行った結果、表2に示す通り、26サブカテゴリー、および7カテゴリー、さらに抽象化した3テーマが抽出された。

テーマ1「専門的知識と経験知により変化の兆候を迅速に捉える」は、1) 保育者としての経験知の集積により虐待につながりやすい保護者と子どもの特性を把握している、および、2) 子どもと家族への多面的な観察により変化の兆候をキャッチする、から生成された。1) は4サブカテゴリーから、2) は5サブカテゴリーから構成されている。1) では、家庭の貧困、子どもの発達障害特性、家族関係の変化および居住地の変化等がハイリスクであり、兆候となるケースであることが示されるとともに、高学歴の親が抱える特有の問題があることも指摘された。2) では、朝の登園時と帰りのお迎えの時間に保護者と子どもの様子を観察して、保護者との関わり方を捉えていることが示された。子どもに関しては、身体、ことば、衣服、食事、う歯などの生活全般にわたって小さな兆候も見逃さずにキャッチするよう努めていることが示された。

テーマ2「個人情報に配慮しながら職員間および関連機関との情報共有を図る」は、3) 入園前から関連機関による情報提供があり個人調査票からの情報を併せて個々の状況を把握する、および、4) 職員間での迅速な情報共有とともに守秘義務の遵守を徹底する、から生成された。3) は4サブカテゴリーから、4) は3サブカテゴリーから構成されている。3) では、自治体の子育て支援に関する部署、保健に関する部署、児童相談機関、療育相談機関との連携をとり、情報共有に努めていることが示された。また、入園前の調査票にも着目して対応への準備をしていることが示された。4) では、正規職員・嘱託職員・臨時職員の全職員が迅速に情報共有するとともに、情報共有に伴う倫理としての守秘義務の徹底が図られるよう留意されていることが示された。

テーマ3「子どもを含む家庭のありのままを受け入れながら支援する」は、5) 子どもの長所を日々保護者に伝え保護者ができていることを褒める、6) 保護者に対して指導的にならず、自ら気づけるように支える、および、7) 保護者に保育参加などの機会を設け個別に相談しやすい態勢を築く、から生成された。5) は3サブカテゴリーから、6) は4サブカテゴリーから、7) は3サブカテゴリーから構成されている。5) では、子どもの素敵なところを小さなことから伝える心配りが、6) では、洗濯などをしたときにもあえてそれを伝えない、祖父母世代にはその特徴を理解した上で支援および声かけをするといった、子ども、保護者、祖父母までを含む支援姿勢が、7) では、保護者を保育参加に誘うことによる機会の提供、保護者が気軽に相談していく相談環境といった受容的態度が示された。

表2. 保育者へのインタビュー分析結果

テーマ	カテゴリー	サブカテゴリー
1 専門的知識と経験知により変化の兆候を迅速に捉える		
1) 保育者としての経験知 の集積により、虐待に つながりやすい保護者 と子どもの特性を把握 している	①家庭の貧困が兆候となるケースがみられる ②子どもの発達障害特性が兆候となるケースがみられる ③家族関係の変化および居住地の変化が兆候となるケースがみられる ④高学歴の親も問題を抱える	
2) 子どもと家族への多面 的な観察により、変化 の兆候をキャッチする	①登園・降園時の保護者と子どもの様子を観て、兆候をキャッチする ②着脱衣・おむつ替え時に身体と被服の様子を観て、兆候をキャッチする ③子どものことば・表情・行動の様子を観て、兆候をキャッチする ④子どもの身体発育数値・発達の状況を観て、兆候をキャッチする ⑤昼食時に食事の摂り方・う歯の状況を観て、兆候をキャッチする	
2 個人情報に配慮しながら職員間および関連機関との情報共有を図る		
3) 入園前から関連機関に による情報提供があり、 個人調査票からの情報 を併せて、個々の状況 を把握する	①自治体の子育て支援に関する部署との情報共有がある ②自治体の保健に関する部署との情報共有がある ③自治体の児童相談機関および療育相談機関との情報共有がある ④入園前に記入する調査票から情報を得る	
4) 職員間での迅速な情報 共有とともに、守秘義 務の遵守を徹底する	①正規職員・嘱託職員・臨時職員の全職員が情報共有する ②家庭の変化に関する情報は迅速に職員間で情報共有して対応する ③保育者としての職業倫理と守秘義務の遵守を毎回確認しながら情報共有する	
3 子どもを含む家庭のありのままを受け入れながら支援する		
5) 子どもの長所を日々保 護者に伝え、保護者が できていることを褒め る	①保護者との会話を大事にして小さなことでも伝えたいことを送迎時に伝える ②発達障害特性が虐待につながらないように、子どもの素敵なところを伝える ③保育中は子どもの情緒に留意して、不安定が虐待につながらないようにする	
6) 保護者に対して指導的 にならず、自ら気づけ るように支える	①保護者の困難な状況を受け止め、具体的な方法を丁寧に伝える ②子どもの入浴や衣服の洗濯を園で行っても、保護者にはあえて伝えない ③子どもの小さな変化を見逃さずに、笑顔になれる声をかける ④祖父母世代にはその特徴を理解した上の支援および声かけをする	
7) 保護者に保育参加など の機会を設け、個別に 相談しやすい態勢を築 く	①保護者を保育参加に誘い、子どもや子育てを別視点から観る機会を提供する ②保健師や療育相談員といった専門家の話を聴く機会を設ける ③保護者が気軽にに入って相談していくような相談環境を整える	

なお、表2に表示されていないコードのうち、「妊娠の届出がなされず、医師等の立会いなく自宅等で出生して起こる0日死亡を防ぐためにできること」（インタビューガイド 調査内容③）への回答から生成された4コードを以下に特記する。これらはそれぞれ右の（ ）に示すサブカテゴリーの要素となった。

- いのちの大切さを教える教育が重要である（カテゴリー7）サブカテゴリー②）
- 不登校だった子どもたちの情報に留意していく（カテゴリー3）サブカテゴリー③）
- 児童・民生委員に地域の若年者への目配りをしてもらう（カテゴリー1）サブカテゴリー③）
- 気になる若年者がいたら集まりにさり気なく誘う（カテゴリー7）サブカテゴリー③）

考察

自治体の子どもと家庭の福祉、および児童虐待防止への取り組みについて

本調査の対象とした2自治体内に子育て世代包括支援センターの設置は現在行われていないものの、特定妊婦についての詳細な回答が得られた。このことから、虐待にハイリスクと考えられる妊婦については、保健と福祉の両側面による知識と経験をもとに把握し、一人ひとりの状況に合わせた支援を行っていることが推察された。子ども虐待未然防止に資する保育機関の機能については、自治体職員に保育者による支援方法が詳細に把握されており、必要な場面では職員から踏み込んだ助言がされていることが示された。保育機関と自治体との連携が密接な状態であることが推測された。

安部(2011)は、ネグレクトの発生予防に関する全国市区町村を対象とした質問紙調査を実施し、「発見された虐待事例に場当たり的に対応するだけでは、児童虐待の減少は困難であることは、近年の虐待相談件数の増加を見ても明らかである。戦略的に児童虐待の件数を減らすためには予防的な活動は欠かせないが、ネグレクトの予防的な活動はその重要性が言われながら十分な取り組みは行われていないことが明らかになった。そこで今後、各市区町村において予防的な取り組みを行うに当たっては、対象や担当部署によって「予防的活動」の内容が大きく違うことを十分に自覚し、福祉と保健の協働を中心に、子どもの所属機関も含めて総合的に取り組む必要がある」と指摘している。本調査においてインタビューを行った自治体に関しては、本結果から考察する限りにおいて、安部が指摘する状況よりポジティブな取り組みを実践していると推察される。福祉部署と保健部署の職員が協働して特定妊婦の把握と支援に取り組んでいる状況がみられ、さらに安部が述べる子どもの所属機関にあたる保育機関と福祉部署との連携状況もみられた。

このような状況にある要因の一つとして、B自治体の職員からの回答に示される通り、「転入・転出による人の移動が少ない」ことが挙げられる。社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会(厚生労働省, 2019b)は、「転居経験あり」に関する考察を行っている。委員会は、「転居により今までの社会的支援が途切れた中で、新しい家族関係を構築する等、家族に大きなストレスがかかっている状況であること、社会的な支援の希薄さや、社会的な孤立が深まっていることが想像できる。転居そのものがリスクを高める要因となりうる。転出・転入の自治体間での情報共有はもちろんのこと、市区町村の母子保健担当窓口等では虐待予防の視点を持ち、子育て世代の転入者に対し、確実に相談先や支援策を周知徹底する等、細やかな支援が必要である」と指摘している。2自治体ではこの要因の低さも影響し、さらに定着した住民へのきめ細やかな対応があって、現在の状況がもたらされているものと推察される。

今後はより多くの自治体を対象に、より具体的な対応を含めた調査をすることが研究の課題である。

虐待の未然防止に寄与する保育機関による子育て支援について

保育機関の保育者は、子ども本人のみならず、父母、祖父母、きょうだいを含めた家族全体と日々触れ合うことが職務の特徴である。加えて、地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割も担っている。

保育者のなかでも保育所、幼稚園、認定こども園といった保育機関の園長は、その豊かな経験で培われた資質により、子育て支援の中心的存在として期待されていることが、自治体調査からも明らかになった。

本調査の質的分析から、保育機関では専門的知識と経験知により変化の兆候を迅速に捉え、個人情報に配慮しながら職員間および関連機関との情報共有を図り、子どもを含む家庭のありのままを受け入れながら支援する、という包括的な支援を実現していることが明らかになった。

この結果を、我が国において現在求められている支援と比較してみたい。

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（厚生労働省，2019b）は、特徴的でかつ特に重大であると考えられる事例について、事例発生当時の状況や対応等の詳細に関するヒアリング調査を実施し、分析した結果を公表している。各事例が抱える問題点とその対応策のまとめとして挙げられる6点のうち2点が、保育機関において果たされる支援に合致していると考えられる。

(1) 家族全体を含めたアセスメント

- ① 虐待への対応は家族全体の構造的問題への注意が必要があることを認識し家族全体のアセスメントを行うとともに、状況の変化をふまえた支援を行う
- ② 保護者の訴えのみに対応するのではなく、家族全体の状況をアセスメントしそれに対応した支援ができるよう働きかける
- ③ 家族に対する支援は、複数の関係機関と情報共有や意見交換を行いながら包括的に行う

(2) 虐待を発見する視点

- ① 児童虐待防止法において、虐待の早期発見が期待されている機関に対して、虐待対応の基礎知識や責務について周知・啓発を徹底する
- ② 育児不安や育児疲労等によって生じる、保護者の子どもに対する衝動的な感情・行動をコントロールする方法について周知する
- ③ 学校においては、被虐待児への対応とともに、若年妊娠の可能性について認識をもち、組織的な対応の在り方等を検討する

ここに示される通り、社会全体で子ども虐待の未然防止に取り組む必要性が指摘されている現在、その人的資源として、保育機関が有する保育者の支援力が正当に評価されるべきであると推察される。

本研究により保育者が子どもおよびその環境を包摂して支援している現状が明らかになり、保育機関での子育て支援が児童虐待への抑止力となっていることが推察された。

今後はより多くの保育者を対象とした調査を実施し、精度の高い質的分析結果を示すことが研究の課題である。

結論

転入・転出による人の移動が少ない自治体において、福祉部署、保健部署および保育機関の職員が協働して児童虐待の予防に努める実態がみられた。保育機関では園長を主軸として、専門的知識と経験知により変化の兆候を迅速に捉え、個人情報に配慮しながら職員間および関連機関との情報共有を図り、

子どもを含む家庭のありのままを受け入れながら支援する、という包括的な支援を実現していることが明らかになった。

謝辞

本研究は、自治体の子どもと家庭に関する福祉部署の職員の皆様、ならびに公立保育所・幼稚園の園長経験者の皆様に、貴重なお時間を頂戴し、専門的知識のご提供を頂きました。多大なるご協力を賜りましたことに、心より御礼申し上げます。本研究の一部は、平成30年度常葉大学学内共同研究「医療福祉及び健康に関する地方自治体の先進的な事例研究」（代表者：今村貴幸）の補助を受けて行われました。

参考文献

- 安部計彦（2011）ネグレクトに対する市町村の予防的取り組み. 人間科学論集 7(1), 47-58.
- 加藤曜子, 才村純, 安部計彦, 白樺裕, 油谷豊（2001）市町村虐待防止ネットワークの実態と課題について—市町村ネットワーク事例調査から. 日本子ども家庭総合研究所紀要 38, 297-306.
- 金山美和子（2003）子どもの虐待防止に関する保育者の意識. 上田女子短期大学紀要, 26, 33-41.
- 厚生労働省 子ども家庭局 報道発表資料(2019a) 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第15次報告)、平成30年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数及び「通告受理後48時間以内の安全確認ルール」の実施状況の緊急点検の結果. https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190801_00003.html (2019/11/08 情報取得)
- 厚生労働省 子ども家庭局 (2019b) 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第15次報告). https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190801_00003.html (2019/11/08 情報取得)
- 厚生労働省 子ども家庭局 (2018a) 市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の整備に関する取組状況について. <https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000394627.pdf> (2019/11/08 情報取得)
- 厚生労働省 子ども家庭局 (2018b) 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第14次報告). https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173329_00001.html (2019/11/08 情報取得)
- 厚生労働省 (2017) 保育所保育指針 平成29年3月
- 厚生労働省 (2015) 児童相談所全国共通ダイヤルについて. <https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/gyakutai/> (2019/11/08 情報取得)
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (2017) 各都道府県知事・各保健所設置市市長・各特別区区長あて子育て世代包括支援センターの設置運営について(通知). https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc2680&dataType=1&pageNo=1 (2019/11/08 情報取得)
- 佐藤拓代 (2018) 子育て世代包括支援センターと切れ目のない支援とは. 小児保健研究, 77(4), 319-

321.

産経新聞（2019）改正児童虐待防止法が成立 体罰禁止が柱 . 2019/06/19

鈴木亜由美（2019）児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等改正案 - 主な内容と論点 -. 立法と調査 , 412, 70-87.

瀧澤透（2005）青森県の保育園における児童虐待，障害児保育および神経性習癖に関する実態調査 . 小児保健研究 64(6), 796-801.

中津郁子（2015）児童虐待予防に関する保育士への意識調査 . 鳴門教育大学研究紀要 , 30, 33-40.

西原尚之，原田直樹，山口のり子，張世哲(2008)子ども虐待防止にむけた保育所，学校等の役割と課題 .

福岡県立大学人間社会学部紀要 , 17(1), 45-58.

丸田秋男（2003）市町村虐待防止ネットワーク実践の枠組みの検討 (1) ネットワーク形成から相談・支援への展開 . 新潟医療福祉学会誌 3(2), 66-77.

宮崎りた子（2014）保育所を利用した妊娠期からの子育て支援 . 高田短期大学紀要 (32), 133-142.

文部科学省（2017）幼稚園教育要領 平成 29 年 3 月